

# 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略

～ 都心に近いのに、川遊びの音が響くまち

「住み心地のよい快適空間 東久留米」を目指して ～



平成27年10月





## はじめに



国より、日本経済の再生と財政健全化を成し遂げるために、歳入確保、行革の推進等による地方財政の改革や地域産業育成、地域活性化などの取り組みによる地域経済の再生が求められています。こうした状況を受けて、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

これは、少子高齢化が進行する中で人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来に渡って活力ある日本社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。そして、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから「地方版総合戦略」の策定が求められております。

一方、東久留米市では、少子高齢化の進行に伴う扶助費等の増加が著しく厳しい財政運営が続く中で、不断の行財政改革に取り組みながらも、単に絞り込むだけでなく、地域の特性、実情に合わせてまちの魅力と価値を高めるために財政投入を行い、健全な財政運営と持続的成長の好循環を生み出すことを基本とした「財政健全経営計画」を本年8月に取りまとめました。これは、私が目指す「未来への責任」を果たし、「夢と希望の持てる元気な東久留米」を実現するための計画であるとともに取り組みでもあります。

総合戦略は、将来のまちづくりに向けてまちの魅力と価値を高めていく取り組みであり、主旨を同じくするものであります。本市は、東京圏の基礎自治体であり、自らが地方へのひとの流れをつくるものではありませんが、国の総合戦略と連動、連携を図りながら、市政の好循環化へと様々取り組んでいる現状を踏まえ「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来のまちづくりに向けて取り組んでいくこととしました。総合戦略の策定にあたり、ご尽力等をいただきました市民の皆様を初め、関係各位には深く感謝申し上げます。

これによって、さらに市が発展し、大きく飛躍していくことを期待しております。

平成27年10月

東久留米市長 **並木克巳**



## 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略 目次

<b>第1章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 まち・ひと・しごと創生の趣旨 .....	1
(1) 国の「まち・ひと・しごと創生」について .....	1
(2) 国の長期ビジョンおよび総合戦略について .....	1
2 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて .....	4
(1) 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨 .....	4
(2) 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ .....	5
<b>第2章 人口ビジョン達成のための基本目標</b> .....	<b>6</b>
1 東久留米市における人口の特徴 .....	6
(1) 東久留米市の人口 .....	6
(2) 自然増減の推移 .....	7
(3) 社会増減の推移 .....	9
2 人口ビジョンを達成するための基本目標 .....	10
(1) 将来の人口推計と目標人口 .....	10
(2) 市民満足度調査の結果 .....	12
(3) 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標 .....	13
<b>第3章 基本目標別の施策と重要業績評価指標（K P I）</b> .....	<b>15</b>
1 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標と施策一覧 .....	15
2 基本目標ごとの施策と重要業績評価指標（K P I） .....	18
(1) 基本目標Ⅰ.「にぎわいと活力あふれるまちをつくる」 .....	18
(2) 基本目標Ⅱ.「住みやすさを感じるまちをつくる」 .....	21
(3) 基本目標Ⅲ.「子どもの未来と文化をはぐくむまちをつくる」 .....	24
3 東久留米チャレンジプラン .....	28
(1) 東久留米チャレンジプランとは .....	28
(2) 東久留米チャレンジプラン .....	28
<b>第4章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたって</b> .....	<b>32</b>
1 P D C Aサイクルの確立について .....	32
2 施策の進捗管理体制 .....	32
<資料> 東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会設置要綱 .....	33



# 第1章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたって

## 1 まち・ひと・しごと創生の趣旨

### (1) 国の「まち・ひと・しごと創生」について

我が国は、2008年をピークとして人口減少局面に入っており、今後も加速度的に進むことが予想されている。人口減少は、住民の経済力の低下や地域社会のさまざまな基盤の維持が困難になるなど、地域経済への大きな重荷となることが懸念されている。

この人口減少社会に歯止めをかけるために、国は、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行した。この法律は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと」創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

また、平成26年12月には、日本の人口の将来について示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（国の長期ビジョン）と、これを踏まえた5か年の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（国の総合戦略）を策定した。

まち・ひと・しごと創生は、国と地方が一体となり、中長期的視点に立ち取り組む必要があることから、都道府県と市区町村においては、国の長期ビジョンと国の総合戦略を勘案しつつ、人口減少社会の克服と地方の創生に向け、「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定することが求められている。

### (2) 国の長期ビジョンおよび総合戦略について

#### 1) 国の長期ビジョン

国の長期ビジョンでは、日本の現状と将来の人口について示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向性を示している。

#### ●人口問題に対する基本認識

- 人口減少時代の到来
- 人口減少が経済社会に与える影響
- 東京圏への人口の集中

#### ●今後の基本的視点

- 「東京一極集中」を是正する。
- 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- 地域の特性に即して地域課題を解決する。

●目指すべき将来の方向

上記人口問題に対する基本認識と今後の基本的視点を踏まえ、目指すべき将来の方向として次の2点をあげている。

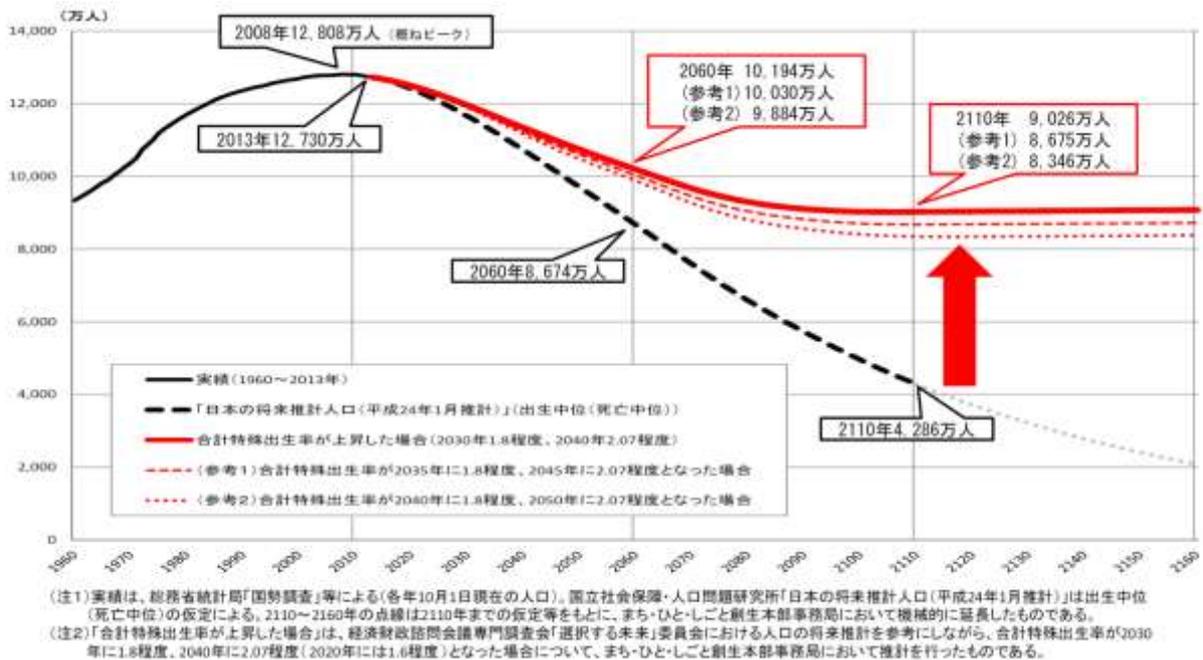
①活力ある日本社会の維持

- 人口減少に歯止めをかける。
- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。
- さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

②地方創生がもたらす日本社会の姿

- 自ら地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



## 2) 国の総合戦略

国の総合戦略は、長期ビジョンを踏まえ、平成 27 年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめている。また、次の 4 つの基本目標や政策 5 原則を定めている。

### ●基本目標

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

### ●政策 5 原則

#### ○自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。

#### ○将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

#### ○地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。

#### ○直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

#### ○結果重視

効果検証の仕組みに伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

## 2 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて

### (1) 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨

少子高齢化に伴う人口減少は、我が国全体の深刻な問題となっており、本市においても、今後も現状のままですと、急激に人口が減少することが予想されている。

国は、平成 26 年末に示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方は、人口減少を契機に、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高いとの考えを示しており、まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すとしている。

本市においても、地域の特性と実情に合わせ、地域の魅力を高めていくため、国における財源措置の動向を注視しながらも、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある社会を維持することを目指す必要がある。

そこで、本市における人口の現状と将来の展望を明らかにした「東久留米市人口ビジョン」を策定するとともに、この人口ビジョンを基に、まち・ひと・しごと創生に関する今後 5 か年の目標や基本的な方向性、具体的な施策を示す「東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものである。

## (2) 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

### 1) 東久留米市第4次長期総合計画・財政健全経営計画との係わり

東久留米市第4次長期総合計画（平成23年度～平成32年度）は、市の最上位計画として、基本構想で掲げる目指すべき「まちづくり」の将来像である「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」に向けて、体系的に諸施策をとりまとめたものであり、現在、後期基本計画（平成28年度～平成32年度）の策定に取り組んでいる（平成27年10月現在）。

また、多くの行政課題を抱える中で、財政身の丈に合った財政運営に努め、基礎自治体としての責任を果たしつつ、不断の行財政改革を進めながらも、地域の活性化を図り、まちの魅力を高めていくための取り組みとして「財政健全経営計画」を策定し、計画に沿った行政運営を進めている。

こうした状況を踏まえ、東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、まず最上位計画である東久留米市第4次長期総合計画で全庁の方向性を定め、このうち地方創生の視点における重点的な取り組みを抽出し、新たに取りまとめたものである。

### 2) 策定にあたっての体制

本市では、総合戦略の策定にあたり、平成27年7月に「東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会」を立ち上げ、幅広い見地から意見聴取する体制を整備している。同懇談会は「東久留米市財政健全経営検討会議」の委員から3名、「東久留米市子ども・子育て会議」の委員から1名、産業関連団体の関係者から1名の、計5名により構成されている。

さらに「東久留米市財政健全経営検討会議」、「東久留米市子ども・子育て会議」、「東久留米市地域産業振興懇談会」を専門部会として位置付け、専門的な見地から意見聴取しながら総合戦略の策定を行った。

### 3) 計画期間について

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。また、計画期間内においては、財政状況や社会状況の変化、施策の取り組みの進捗状況に応じて見直しを行う。

## 第2章 人口ビジョン達成のための基本目標

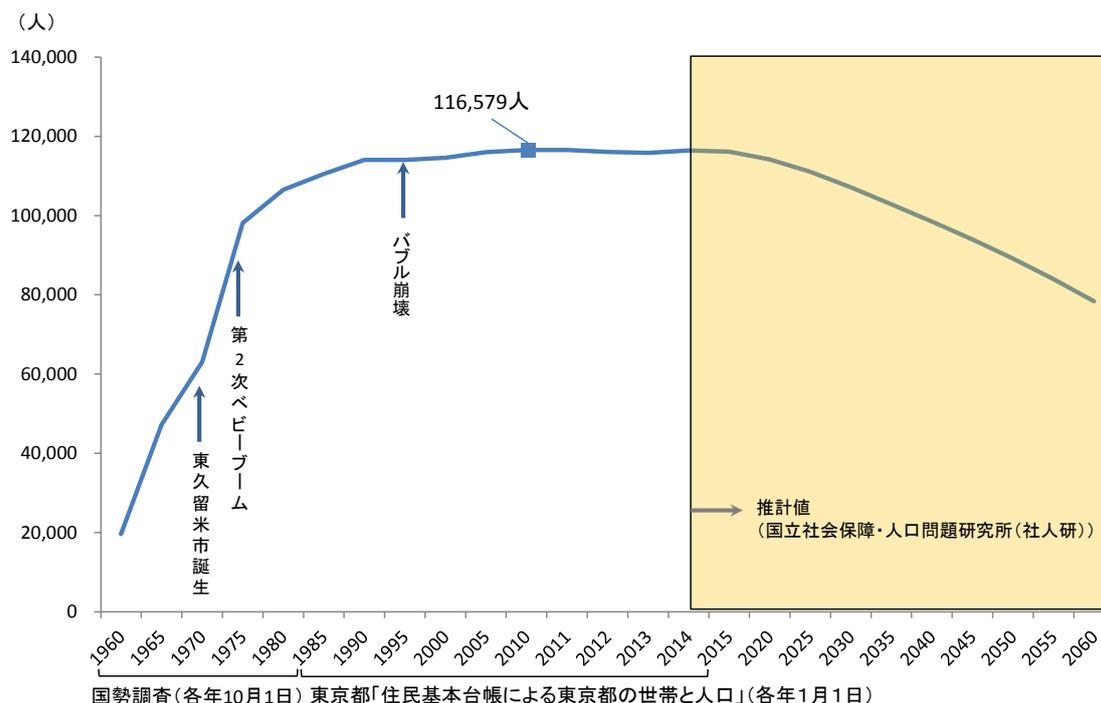
本章では、東久留米市の人口の特徴と人口ビジョン達成のための基本目標を示す。

### 1 東久留米市における人口の特徴

#### (1) 東久留米市の人口

東久留米市の総人口を1960年からみると、約2万人だった人口は、ひばりが丘団地や東久留米団地、滝山団地、久留米西団地などの住宅団地が次々に建設され急激に増加し、1970年には6万人を超えている。さらに、第2次ベビーブーム等の影響により1980年には人口は10万人を超えている。その後、1990年まで微増し2010年には、116,579人と過去最高の人口となっている。2015年以降の国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計では、減少傾向を示している。

総人口の推移（東久留米市）



資料：国勢調査 人口総数（各年10月1日）（1960年～1980年）

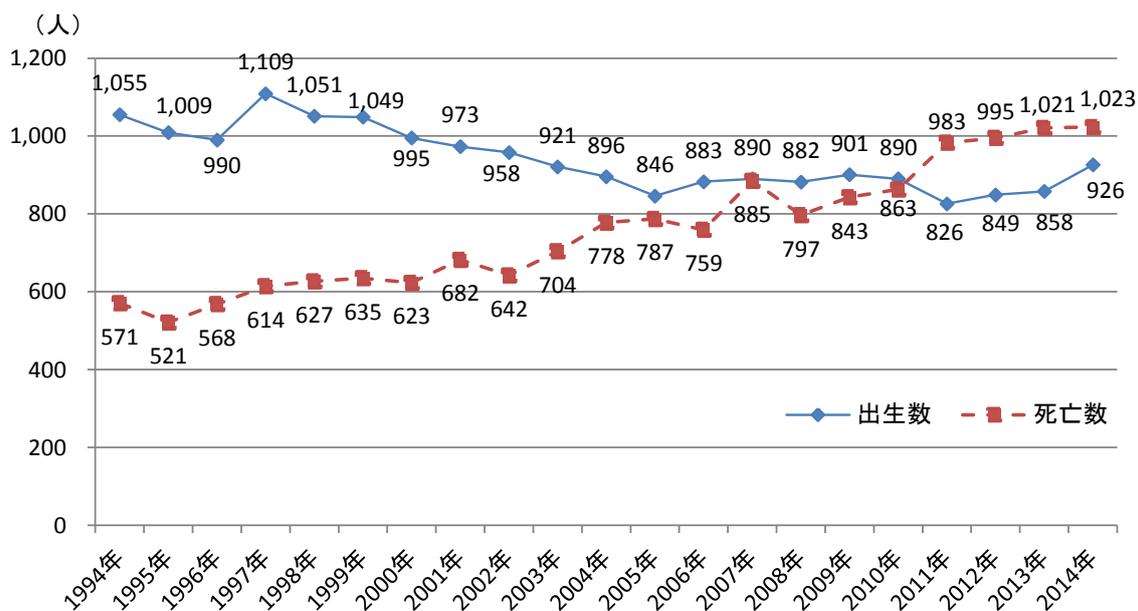
東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日）（1985年～2014年）

推計値：国立社会保障・人口問題研究所

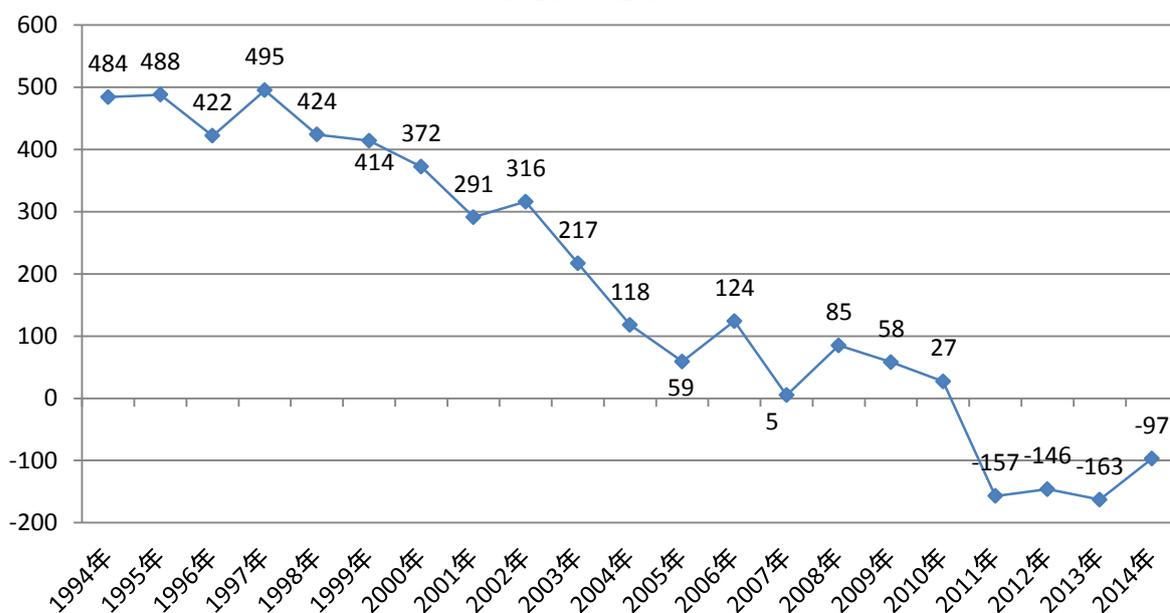
## (2) 自然増減の推移

出生・死亡の推移をみると、1994年から2010年まで、出生数が死亡数を上回っているが、2011年から3年間は死亡数が上回っている。また、出生数から死亡数を差し引いた自然増減の推移は、2011年以降死亡数が増加し出生数が減少しているため、自然減の傾向にある。

### 出生・死亡の推移



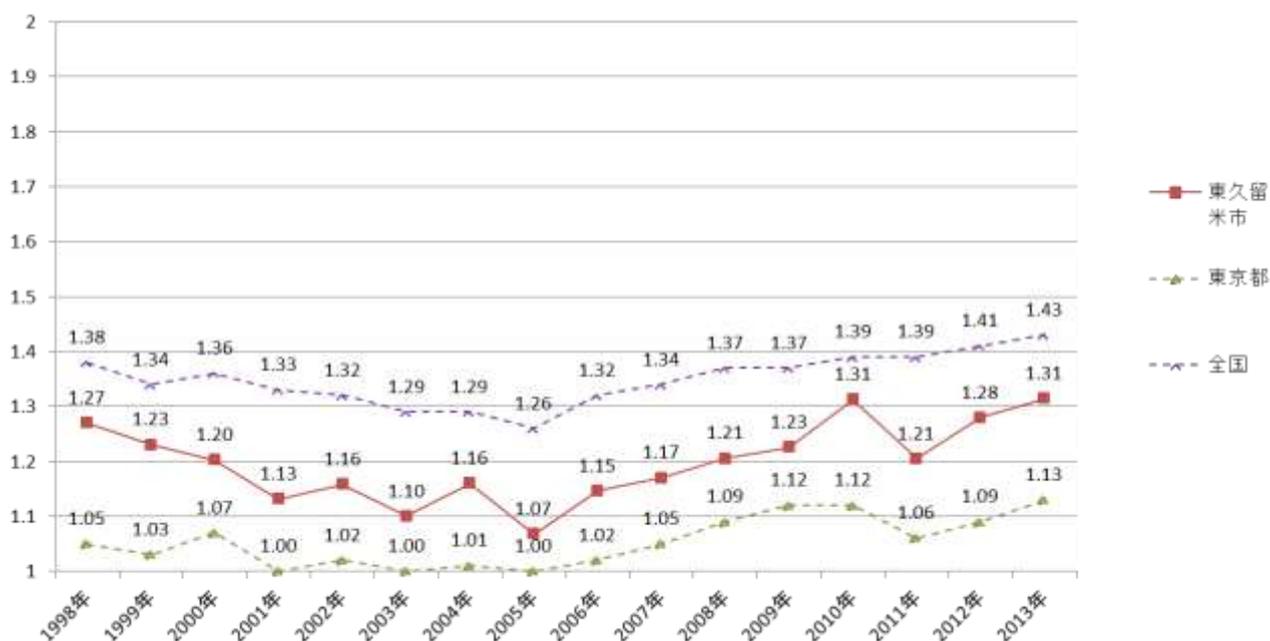
### 自然増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

また、合計特殊出生率をみると、1998年以降、東京都の水準よりは高いが全国の水準は下回っている。2005年から2010年までは増加し、2011年で一時低下したものの、直近の2013年には2010年の水準まで回復を示している。

### 合計特殊出生率の推移



資料 全国：厚生労働省「人口動態調査」

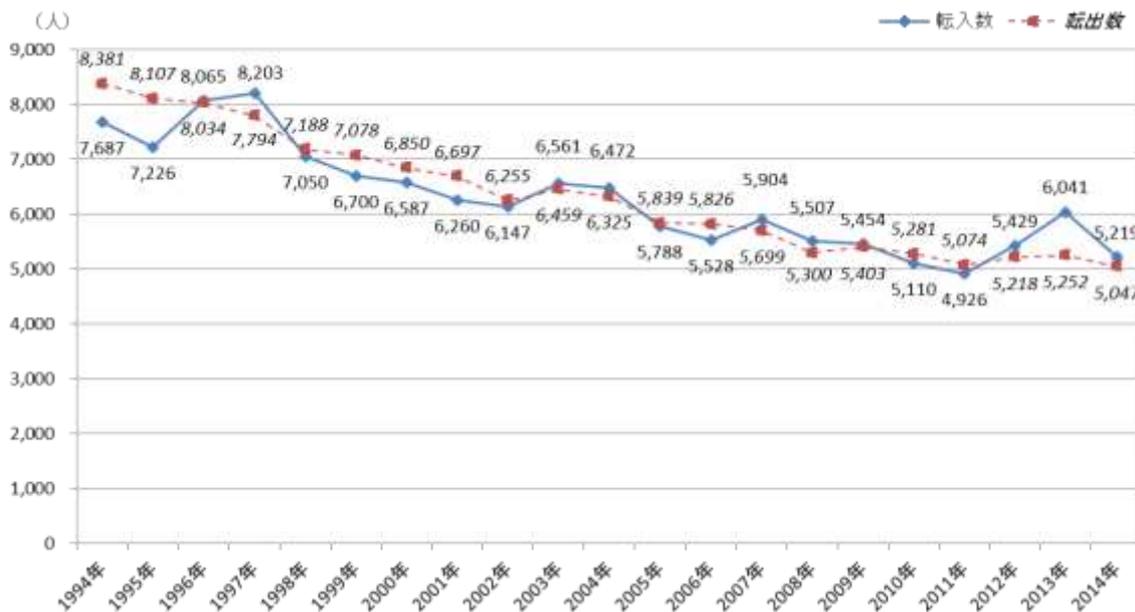
東京都・東久留米市：東京都福祉保健局福祉保健の基盤づくり 人口動態統計

なお、平成27年10月21日に公表された厚生労働省「人口動態調査」によると、2014年の東久留米市の合計特殊出生率は1.43となっている。

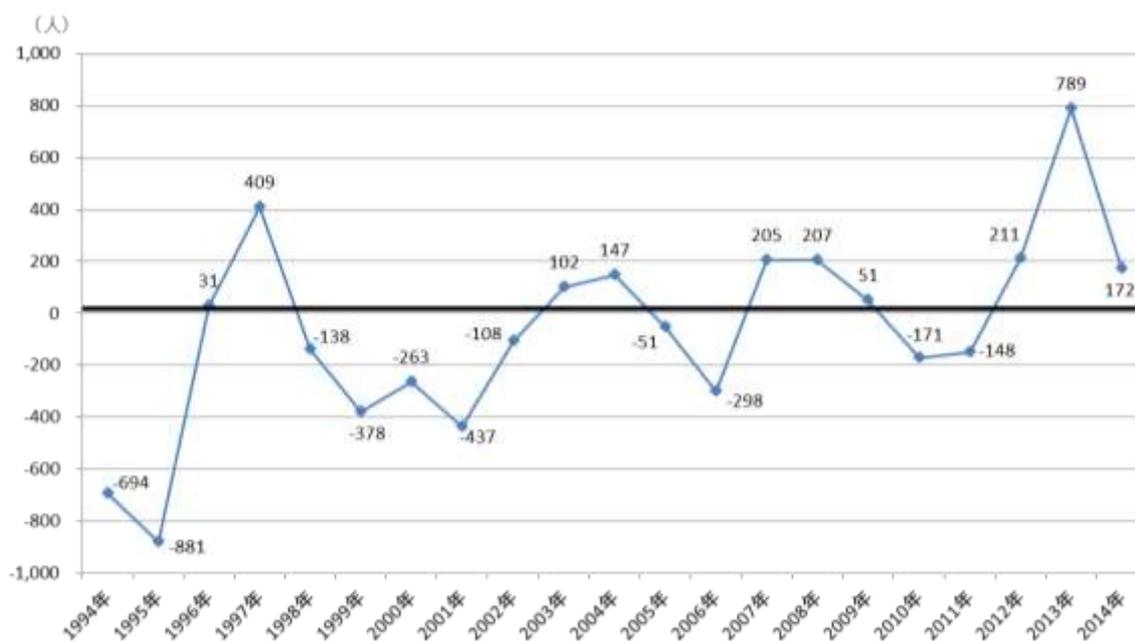
### (3) 社会増減の推移

転入・転出の推移をみると、転出入とも1994年から徐々に減少している。また、2004年から2014年の10年間でみると、転出入とも5,000人前後で落ち着き、社会増減は拮抗した状態となっている。しかし、転入数の方が上回る年がやや多く、全体としてはわずかながら社会増の傾向がみられる。

転入・転出の推移



社会増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

## 2 人口ビジョンを達成するための基本目標

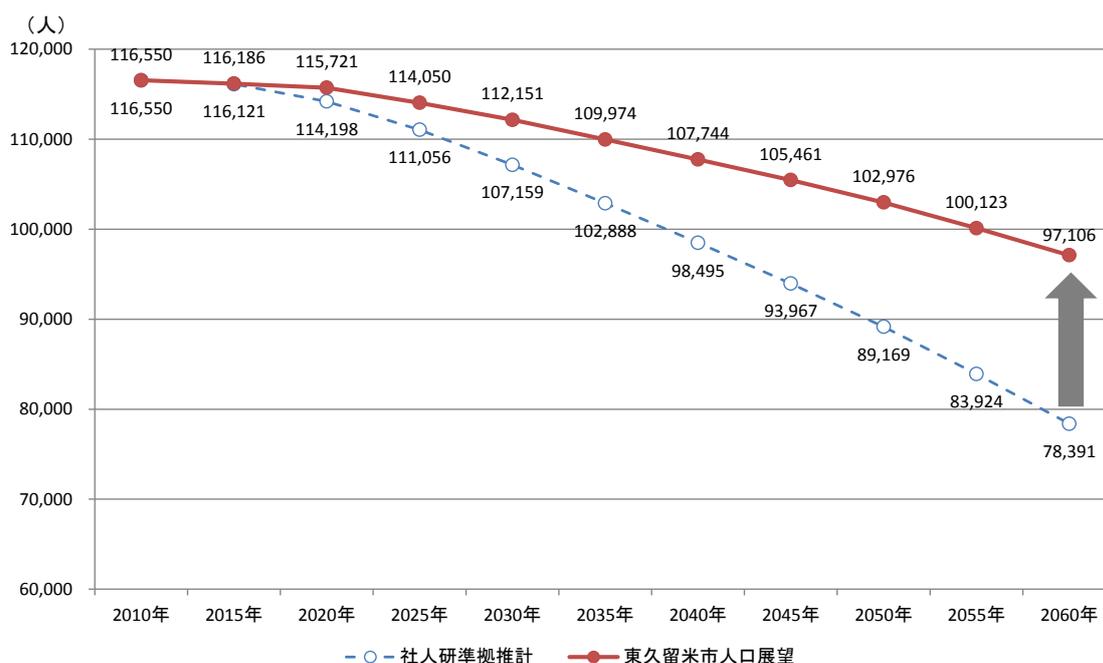
### (1) 将来の人口推計と目標人口

東久留米市人口ビジョンにおいて、将来の人口推計と目標人口を次のように示している。

社人研準拠推計によると、2015年以降減少を続け、2040年には10万人を下回り、2060年には78,391人にまで減少するとされている中、本市では、2050年代まで人口10万人を維持することを目標とする。

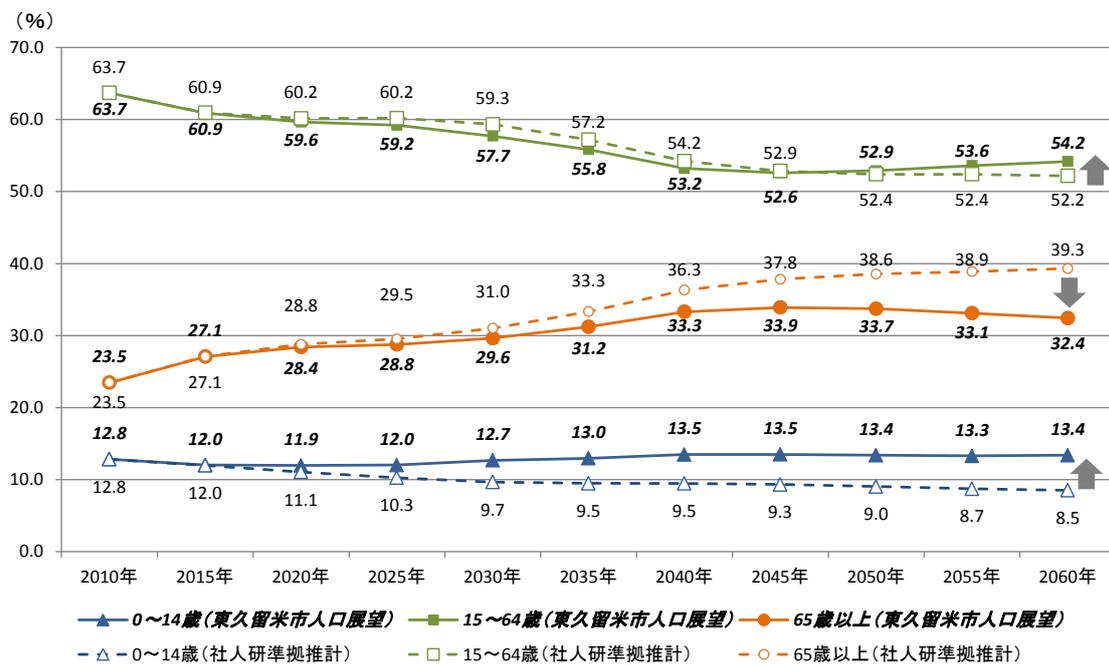
これは、合計特殊出生率を2015年では1.30とし、5年後の2020年から2025年で1.60、2030年以降は1.80を維持できるように、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、出生数の上昇を目指すとともに、社会増としては、通勤・通学者にとって利便性の高い場所ということも考慮しながらも、2060年までに、これまでの移動数（社人研準拠推計）に0歳代から40歳代の若者・子育て世代3,600人の転入者を追加していくことを目指していく。

人口の将来展望



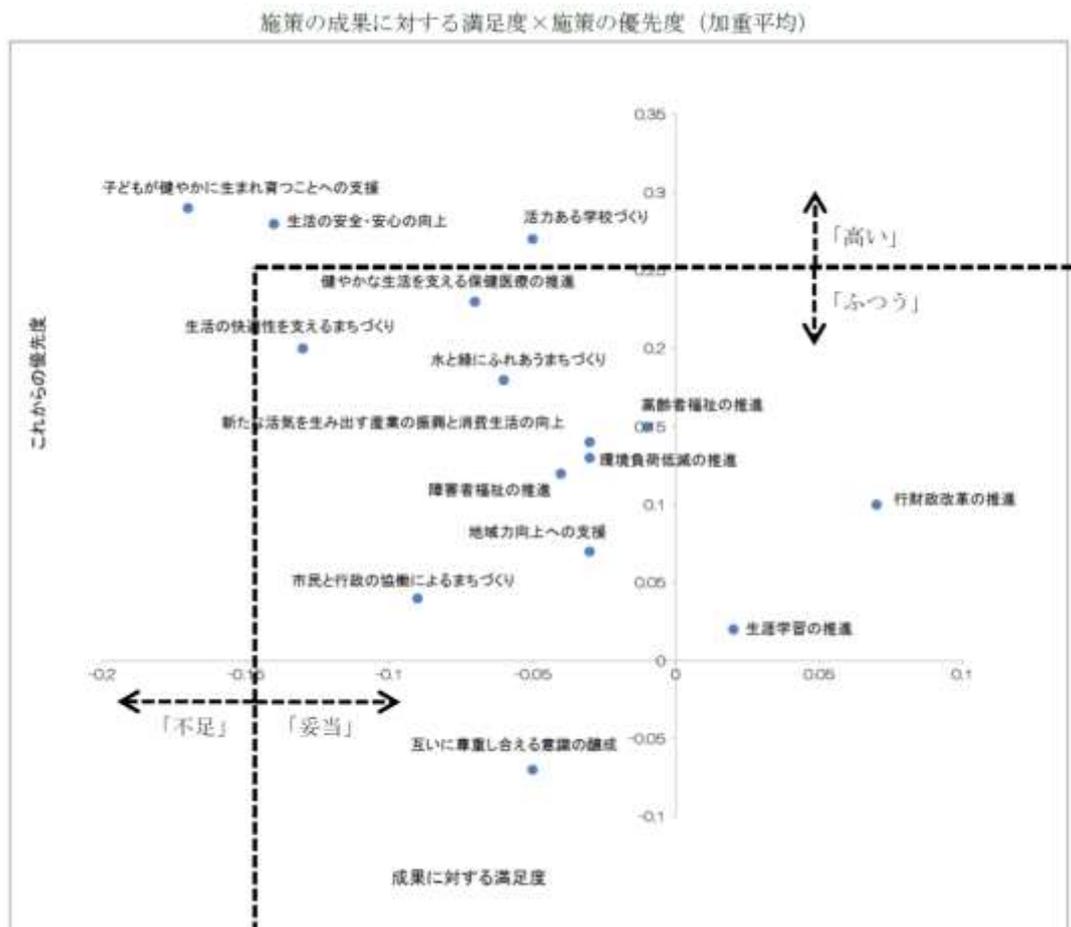
年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）の割合は、2015年の12.8%から2020年までは減少するものの2025年以降は徐々に上昇を続け、2040年は13.5%となり、社人研準拠推計の低下傾向を徐々に解消することができる。生産年齢人口（15～64歳）の割合は、2015年の63.7%から社人研準拠推計よりもやや低い水準で徐々に低下するが、2050年以降は上昇し社人研準拠推計の割合を上回ることができる。老年人口（65歳以上）の割合は、社人研準拠推計では2060年の39.3%まで上昇を続けるが、本市の展望人口では2045年の33.9%まで上昇するものの、その後は低下する見通しとなっている。

### 年齢3区分別人口の将来展望



## (2) 市民満足度調査の結果

平成26年8月に、財政健全経営に関する基本方針の策定に当たり市民意向を調査するため、これまでの施策成果アンケートに加えて市民満足度調査を実施した。これは、施策ごとに費用、成果から満足度（優先度）を調査するもので、その結果は以下のとおりである。少子化や自然災害等の現在身の回りで起きている状況を受けて、子ども、防災に関する施策に対する市民ニーズ、意識が高いということが読み取れる。



「成果に対する満足度」では、-0.15以上から0.15未満までの間において「妥当」としているが、唯一「やや不足」の評価となっているのが「子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」である。また、「行政改革の推進」、「生涯学習の推進」の2施策がプラス評価を得ている。

「これからの優先度」では、-0.25以上から0.25未満までの間において「ふつう」としているが、「子どもが健やかに生まれ育つことへの支援」、「生活の安全・安心の向上」、「活力ある学校づくり」が優先度において「高い」との評価となっている。また、唯一「互いに尊重し合える意識の醸成」のみが優先度においてマイナス評価を得ている。

### (3) 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標

少子高齢化に対応し、人口減少を克服することは本市にとって大変重要な課題であるとの認識のもと、「東久留米市人口ビジョン」を達成するために、次の3つを基本目標として展開する。

- **基本目標Ⅰ「にぎわいと活力あふれるまちをつくる」**  
「まち・ひと・しごと」のうちの「しごと」にあたる。
- **基本目標Ⅱ「住みやすさを感じるまちをつくる」**  
「まち・ひと・しごと」のうちの「まち」にあたる。
- **基本目標Ⅲ「子どもの未来と文化をはぐくむまちをつくる」**  
「まち・ひと・しごと」のうちの「ひと」にあたる。

## ～ 都心に近いのに、川遊びの声が響くまち

### 「住み心地のよい快適空間 東久留米」を目指して ～

#### ●目標設定にあたって

本市の基本目標の設定にあたっては、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、国の基本目標との連動を考慮して、市民満足度調査の結果も踏まえ、本市の最上位計画である第4次長期総合計画の基本目標から抽出するものである。なお、国の基本目標「地方への新しいひとの流れをつくる」に対応した市の基本目標については、本市が東京都にある自治体であることから設定は行わないが、3つの基本目標を通じて、住みたい、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりを目指して取り組んでいく。

こうした基本目標の達成に向けては、国と連動するだけでなく、地域の特性や実情に合わせ、東久留米市という地域の特色や地域資源を生かした施策を幅広く展開する必要がある。

#### ●東久留米市の特色・強み・課題

東久留米市は、高度経済成長期にあった昭和40年代、人口・産業の大都市集中を受けて、市内各地区に大規模団地が建設され、本格的な人口急増が始まり、合わせて都市・交通インフラの整備も進められてきている。市の玄関である東久留米駅からは、西武池袋線利用による池袋駅をはじめとして、東京メトロ有楽町線、副都心線、東急東横線との乗り入れ、練馬駅乗り換えでの都営大江戸線の利用などにより、新宿駅、渋谷駅、六本木駅、有楽町駅、横浜駅などへのアクセスが大変便利であり、通勤、通学、レジャーへの利便性が高い

駅となっている。また市内には、都市計画道路の整備などに伴い、多くの路線バスが運行されていることや、多くの商業施設が展開されているなど、生活拠点としての都市機能は整ってきている。

こうして都市圏における住宅都市として発展してきた東久留米市は、東京で唯一、平成の名水百選に選ばれた落合川と南沢湧水群（平成20年6月）などの多くの豊かな自然が残され、自然との調和、融和が図られた質の高い住環境を形成している。夏には、自然の川の中で遊ぶ子どもたちの姿が、黒目川や落合川沿いに整備された遊歩道には、散歩やジョギングを楽しむ老若男女の姿が多く見られる。また、地元の農地で生産された新鮮な野菜も味わうことができる。平成26年度の施策成果アンケートにおいては、「日頃から、身近な自然とふれあっている」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との回答の割合が70%を超えている。

このように都市と自然との調和が東久留米市というまちの最大の強みであると言える。

一方で、少子高齢化等により市財政が厳しい状況下、不断の行財政改革を進める必要がある中で、保育園の待機児童が多くいること、既存商店街の売上減少や空き店舗が発生していること、基幹的な道路の整備が遅れていることや、人口急増に合わせて整備された公共施設などの社会インフラの老朽化が進んでいることなど、様々な課題もある。

こうした中で、東久留米市の強みを生かし、課題を克服しながら、「住み心地のよい快適空間 東久留米」を目指し、さらに魅力あるまちづくりを進めるための施策を総合戦略に盛り込んで取り組むものである。



### 第3章 基本目標別の施策と重要業績評価指標（KPI）

本章では、各基本目標における方向性や施策、取り組む事業、その事業を評価するための重要業績評価指標を示す。

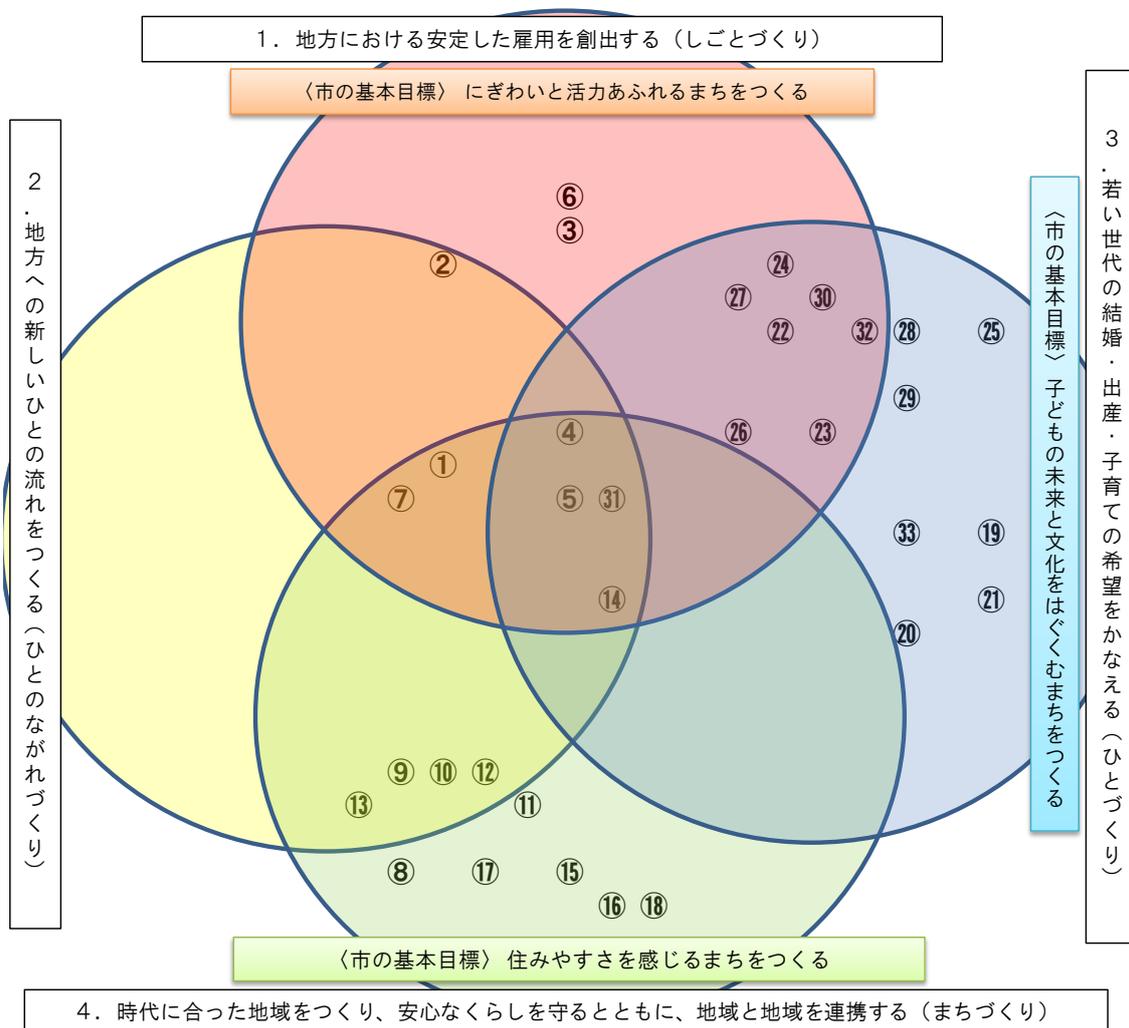
#### 1 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標と施策一覧

東久留米市まち・ひと・しごと 創生総合戦略の基本目標	基本目標に対する施策
<p><b>1. にぎわいと活力あふれるまちをつくる</b></p> <p>『国の政策分野』 地方における安定した雇用を創出する</p>	<p>1-1. 産業の活力向上 1-2. 東久留米の魅力向上</p>
<p><b>2. 住みやすさを感じるまちをつくる</b></p> <p>『国の政策分野』 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p>	<p>2-1. 公共施設の維持管理 2-2. インフラ整備 2-3. 防災力・防犯力の向上</p>
<p><b>3. 子どもの未来と文化をはぐくむまちをつくる</b></p> <p>『国の政策分野』 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p>	<p>3-1. 妊娠・出産期からの支援 3-2. 乳幼児期に対する支援 3-3. 児童期に対する支援</p>

## 総合戦略掲載事業一覧

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標	国の総合戦略の基本目標	番号	施策・事業名	所管課
にぎわいと活力あふれるまちをつくる	1. 地方における安定した雇用を創出する(しごとづくり)	①	工業広域交流事業	産業政策課
		②	地元産業の安定化や活力の向上等	産業政策課
		③	地域産業推進協議会の運営	産業政策課
		④	健康増進・サポート事業	保険年金課・健康課
		⑤	上の原地区における新たな企業誘導	企画調整課
		⑥	東久留米ブランド認定事業	産業政策課
		⑦	観光資源活用促進事業	産業政策課
住みやすさを感じるまちをつくる	4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する(まちづくり)	⑧	既存ストックのマネジメント推進	行政管理課・施設建設課
		⑨	都市計画道路の整備	道路計画課
		⑩	橋梁長寿命化修繕計画	管理課
		⑪	公園施設の長寿命化	環境政策課
		⑫	自転車等駐車場の恒久的な確保	管理課
		⑬	駅西口昇降施設の包括委託	管理課
		⑭	上の原地区における運動施設整備事業	生涯学習課
		⑮	防犯灯のLED化に伴う維持管理事業	管理課
		⑯	防災備蓄食料の充実	防災防犯課
		⑰	防災マップ全戸配布事業	防災防犯課
		⑱	防災行政無線デジタル化工事	防災防犯課
子どもの未来と文化をはぐむまちをつくる	3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる(ひとづくり)	⑲	プレ・パパママクラスの推進	健康課
		⑳	子育て応援メール配信事業	健康課
		㉑	乳児全戸訪問事業	健康課
		㉒	待機児童解消に向けた取組事業	子育て支援課
		㉓	幼児期の教育・保育の提供体制の確保	子育て支援課
		㉔	延長保育事業	子育て支援課
		㉕	一時預かり事業(保育所分)	子育て支援課
		㉖	利用者支援事業	子育て支援課
		㉗	病児保育事業	子育て支援課
		㉘	子育て短期支援事業	児童青少年課
		㉙	地域子育て支援拠点事業	児童青少年課
		㉚	放課後児童健全育成事業	児童青少年課
		㉛	旧大道幼稚園跡の利活用	児童青少年課
		㉜	放課後子供教室推進事業	生涯学習課
㉝	子供土曜塾	指導室		

## 国の総合戦略の基本目標との関係図



上記の図は、各事業がそれぞれ国の総合戦略のどの基本目標と合致しているかを視覚的に捉えたものである。図から、「ひとのながれづくり」に直接かかわる事業はないが、狭義で合致している事業もあることがわかる。(例えば⑨の都市計画道路の整備については、整備自体はまちづくり事業だが、整備をすることで付加価値として、ひとのながれを形成する道路としても考えることができる。)

## 2 基本目標ごとの施策と重要業績評価指標（K P I）

### （1）基本目標Ⅰ．「にぎわいと活力あふれるまちをつくる」

#### 1）基本的な目標

- 地元事業者の交流・農業の6次産業化・産官学連携などを通じて、東久留米市の地域産業の振興を図り、地域の活力・にぎわいを創出する。
- 地域ブランドや観光振興により東久留米市の魅力を高め、新たな企業誘致や地域への定住意向の向上につなげる。

#### ●数値目標

にぎわいと魅力ある商店があると感じている：平成26年度24.3%→平成31年度36.5%

#### 2）講ずべき施策に関する基本的方向

- 地域の経済活動の中心である中小企業の労働環境と活力の維持・向上を目指し、さまざまな制度の情報提供と、より効果的な支援となるよう検討を行う。
- まちのにぎわいと活力を生み出す、新たな産業の創出・誘導に取り組む。
- 地域の商工会、事業者などと連携し、地域の特色やニーズを生かした地域活性化事業を行うための支援と体制づくりに取り組む。

#### 3）具体的な施策・事業ごとの重要業績評価指標

##### ■施策1-1 産業の活力向上

地域の商工業が活性化することは、税収確保の面以外にも、就労機会の拡大、集客力の向上、豊かな消費生活の提供などをもたらし、地域のにぎわい・発展につながる重要な要素である。地域産業の活性化のためには、市と関係団体との連携を強化し、さまざまな産業振興支援を行っていくとともに、地域の事業者自らが能力を発揮し、企画した活性化事業を市民がともに展開していく体制の確立も必要となるため、次の施策・事業を実施するものである。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（K P I）
<p><b>① 工業広域交流事業</b></p> <p>市内には、高い技術を擁する中小零細の工業者が存在する。商工会が実施する販路拡大事業を補助することにより、当該工業者に各種工業交流展への出展機会を与え、販路拡大を支援する。</p>	<p>交流の機会につながった事業者数：164社</p>

<p><b>② 地元産業の安定化や活力の向上等</b></p> <p>地元産業の安定化や活力の向上等を図るため、農産物の販路拡大、地元での積極的な消費活動につながるような施策の展開、農業の6次産業化を促進する。また、魅力ある新たな産業の育成、支援のため、起業しやすい環境の構築や市内で事業活動を継続できる環境整備に取り組むとともに、市の活性化に必要な地域ブランド力の向上に取り組む。</p>	<p>創業支援セミナーの開催回数：10回（認定支援事業者実施分含む）</p>
<p><b>③ 地域産業推進協議会の運営</b></p> <p>産業振興事業の推進にあたり、各関係機関、諸団体等が相互のつながりを強化し、協働事業として実施するための組織として、東久留米市地域産業推進協議会を設置する。</p>	<p>協議会の実施回数：4回</p>
<p><b>④ 健康増進・サポート事業</b></p> <p>国民健康保険被保険者の健康努力を促すことで、勤労余地の拡大を通じた経済成長と医療費抑制を同時に図る方策として、健康管理とその受診状況に応じた健康ポイント制度の導入を図る。</p>	<p>登録者数：1,000人</p>

## ■施策1-2 東久留米の魅力向上

恵まれた湧水・緑の自然環境、文化財だけでなく、農業と商業が連携した特産品などを活用また発掘することによる、まちの特色を生かしたにぎわいの創出や、大規模団地の建替え余剰地を活用した新たな企業等誘導など、経済活動を活性化する取り組みが期待されている。こうした取り組みにより、東久留米の魅力向上を図るため、次の施策・事業を実施するものである。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
<p><b>⑤ 上の原地区における新たな企業誘導</b></p> <p>上の原地区を対象に新たな企業等を誘導するため、関連所管との調整を行い、当該地区の土地利用構想の実現に向け、地権者及び企業等との調整を継続して進める。</p>	<p>市北東部地域（上の原、神宝町、金山町、氷川台）の住民がにぎわいと魅力ある商店があると感じている割合：平成26年 12.9%→平成31年 19.4%</p>

<p><b>⑥ 東久留米ブランド認定事業</b></p> <p>市内の地域資源および地域の特性を活かし、消費者に支持され、愛着を持たれる商品・製品・サービスについて、地域ブランドとして認定し、市内外に情報を発信することにより、知名度を高めるとともに、地域の産業振興および活性化につなげる。</p>	<p>ブランド認定を行った品目数：30</p>
<p><b>⑦ 観光資源活用促進事業</b></p> <p>既存観光資源の整理及び新規観光資源の発掘を行い、東京オリンピック・パラリンピックに向けて観光看板の整備や多言語対応マップの作成を行う。観光を通して、市の魅力・ブランドを向上させていく。また、市内在住・在勤の若者も巻き込んだ観光シンポジウム等をあわせて行うことにより、地域に愛着を持って定住したくなるまちづくりを議論し、希望の持てる地域の未来像を共有することで、地域への定住意識の向上を図る。</p>	<p>市内主要イベントの動員総数：95,000人  ふるさととして愛着を持つ市民割合：80%  今後も市に住み続けたい市民割合：85%</p>

## (2) 基本目標Ⅱ. 「住みやすさを感じるまちをつくる」

### 1) 基本的な目標

- 多様な世代が東久留米市に将来の生活を描くことができ、愛着を持って住み続けたいと望む魅力ある都市空間を創り、定住意向の向上につなげる。
- 防犯・災害対策を強化し、誰もが快適に、安心して暮らし続けることができる、住みやすさを感じるまちにしていく。

#### ●数値目標

今後も市に住み続けたい：平成 26 年度 83.4%→平成 31 年度 90%

### 2) 講ずべき施策に関する基本的方向

- 本市の身の丈に合った財政運営に努め、基礎自治体としての責務を果たしつつ、将来のまちづくりを見据えた取り組みを推進する。
- 市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路などを事前に認識できるよう、洪水ハザードマップやパンフレットを配布するなど普及啓発を行う。
- 防災行政無線の更新・増設、備蓄品の確保、防災倉庫及び防災拠点の整備など、地域防災体制の強化充実に努める。

### 3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標

#### ■施策2-1 公共施設の維持管理

公共施設の老朽化問題は、昨今社会的にも注目を集めており、身近な施設における経年劣化などによる課題も目立ち始めている。本市では、公共施設白書の作成を皮切りに、これにより明らかになった課題に対応するため、次の施策・事業を実施するものである。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
<p><b>⑧ 既存ストックのマネジメント推進</b></p> <p>人口減少と公共施設の老朽化に直面し、市民の安全・安心を確保しつつ、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化させることが必要であることから、これに関する方針及び計画を策定し、既存ストックのマネジメント強化に取り組む。</p>	<p>公共施設を取り巻く課題認識や取組に対する理解を示した市民割合：70%</p> <p>施設の保全に関する知識が向上した職員割合：100%</p>

## ■施策2-2 インフラ整備

まちづくりの将来像である“自然 つながり 活力あるまち”の実現に向けて、道路や建物、公園などの市街地のまちなみや、緑や河川などに代表される自然で形作られる都市景観を良好なものにしていくことが求められていることから、次の施策・事業を実施するものである。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
<p><b>⑨ 都市計画道路の整備</b></p> <p>まちの骨格であり、沿道の事業所や店舗の集積とともに、まちなぎわいを生み出す基盤である都市計画道路について、広域での交通を円滑にするため、主要幹線道路を結ぶ路線や都市間を結ぶ路線の整備を行う。</p>	<p>都市計画道路の整備区間における生活道路に流入する交通量の減少割合：10%以上</p>
<p><b>⑩ 橋梁長寿命化修繕計画</b></p> <p>東久留米市橋梁長寿命化計画に基づき計画的に橋梁の修繕工事を実施する。</p>	<p>全 58 橋梁の改修率：25%</p>
<p><b>⑪ 公園施設の長寿命化</b></p> <p>都市公園等においては、設置から 40 年を過ぎるものも多く、施設の老朽化が進んでいる。今後、こうした施設の更新作業を行っていく必要があり、そのための再整備計画を策定の上、更新作業を実施する。</p>	<p>「東久留米市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、平成 31 年度までに予定されている遊具その他の公園施設の維持管理・更新を実施。</p>
<p><b>⑫ 自転車等駐車場の恒久的な確保</b></p> <p>自転車等駐車場について、民間活力の活用も含め検討を行い、新たに恒久的な施設の確保に努める。</p>	<p>駅周辺駐車可能割合：100%</p>
<p><b>⑬ 駅西口昇降施設の包括委託</b></p> <p>本市で管理している駅の西口昇降施設について、鉄道事業者管理の駅舎と一体管理をすることにより、効果的・効率的な維持管理を実現させ管理コストの縮減を目指す。また、壁面を活用した広告収入の確保に向けた調査検討を行う。</p>	<p>委託率：100%</p>
<p><b>⑭ 上の原地区における運動施設整備事業</b></p> <p>東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画に基づき、青少年を含め広く市民の健康増進に資するため、屋外運動施設を整備する。</p>	<p>年間施設利用者数：15,000 人</p>

### ■施策2-3 防災力・防犯力の向上

防災の視点で見ると、未曾有の大災害となった東日本大震災を契機に、これまでの防災対策のあり方が問われており、いつ発生するか分からない大災害への備えを万全にするための防災意識の向上や体制づくりなどが求められている。一方、防犯の視点で見ると、犯罪が起こりにくい都市環境づくりの面からは、防犯灯の整備や公共施設における安全対策や犯罪の防止策に取り組むことも重要である。これらのことから、次の施策・事業を実施するものである。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
<p><b>⑮ 防犯灯のLED化に伴う維持管理事業</b></p> <p>財政負担及び維持管理業務の軽減、防犯灯の適切な管理、環境負荷の軽減に寄与することを目的に、市内全域の防犯灯のLED化を図るため、民間活力を導入し、防犯灯LED化工事及び維持管理を包括的に実施する。</p>	<p>市が管理する防犯灯のLED化：100%</p>
<p><b>⑯ 防災備蓄食料の充実</b></p> <p>災害発生時に必要となる備蓄品を確保する。</p>	<p>避難生活者の食糧数：13,500食</p>
<p><b>⑰ 防災マップ全戸配布事業</b></p> <p>災害時、市民が適切に避難できるよう、全戸を対象に防災マップを配付することにより、安心な暮らしを守るための防災意識の啓発を図る。</p>	<p>災害発生時に安全な場所へ避難できるという市民割合：80%</p>
<p><b>⑱ 防災行政無線デジタル化工事</b></p> <p>地域防災計画に基づき、防災行政無線の更新・増設を行う。</p>	<p>防災行政無線屋拡声子局のデジタル化率：100%</p>

### (3) 基本目標Ⅲ.「子どもの未来と文化をはぐくむまちをつくる」

#### 1) 基本的な目標

- 誰もが希望の時期に子どもを生ま育てやすい環境づくりに向け、妊娠期からの切れ目のない子育て対策を進め、出生率の向上を図る。
- 子どもたちが、将来にわたって主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していけるよう、確かな学力の育成を図り、豊かな人間性と健やかな体を養うことができるまちにすることで、定住意向の向上につなげる。

#### ●数値目標

平成 31 年度の合計特殊出生率 : 1.60

#### 2) 講ずべき施策に関する基本的方向

- 出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、情報の提供や事業を通じて交流の機会を設け保護者の仲間作りを支援するとともに、相談窓口の強化を図り、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を充実していく。子育て中の親子や妊婦などが、地域の子育て支援事業を含めたさまざまな事業のなかから必要な支援を選択して円滑に利用できるようにする。
- 子どもや子育てをめぐる大きな環境変化を踏まえ、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、民間から供給されるサービスを活かしながら、待機児童解消や保育サービスの拡充を図る。
- 子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うことで、思考力、判断力、表現力とともに学ぶ意欲を育成する。全体の学力を伸ばし、学習が得意な子どもたちの学力もさらに伸ばす。

#### 3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標

##### ■施策3-1 妊娠・出産期からの支援

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えている。妊婦や保護者に対しては、安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠から出産、育児まで切れ目のない母子保健サービスの充実が求められているため、次の施策・事業を実施するものである。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
<b>⑱ プレ・パパママクラスの推進</b> 妊娠16週以降の妊婦とその夫を対象に、安心して赤ちゃんを迎えられるようにするための教室を実施する。	出産・子育ての情報が得られたと思う妊婦の割合：100% 子育てについて両親で話し合うきっかけになったと思う妊婦の割合：100% 仲間づくりのきっかけになったと思う妊婦の割合：80%
<b>⑳ 子育て応援メール配信事業</b> 携帯電話のメールを活用し、タイムリーに医療情報や保健情報、育児のアドバイス、妊娠中・産後のメンタルヘルス、母親・父親への応援メッセージなどを配信し、安心して妊娠・出産・育児ができるようにする。	子育て応援メール配信事業登録者数：300人 子育て応援メール配信事業利用者の満足度：90%
<b>㉑ 乳児全戸訪問事業</b> 保健師、助産師が自宅に訪問し、乳児の体重測定、発育、育児の相談、妊産婦の健康管理など必要な保健指導を行う。	乳児全戸訪問実施率：100% 訪問を利用して良かったと思う親の割合：100%

### ■施策3-2 乳幼児期に対する支援

核家族化の進展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、特に都市部においては保育需要に対応するため、保育所などの増設、定員の拡大などを図っているものの、供給が追いつかず、いわゆる待機児童の増加が喫緊の課題となることに加え、子育て支援に対する市民からの要望も多岐に渡っている。子どもが安心な環境で生まれ成長できるよう、子育てしやすいまちづくりを進めていくことが求められているため、次の施策・事業を実施するものである。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
<b>㉒ 待機児童解消に向けた取組事業</b> 保護者に対して多様な選択肢を与えられるよう、認可保育所等の開設だけでなく、既存の認証保育所や幼稚園などで行っている事業なども活用しながら、待機児童解消を進めていくことを目的とする事業を実施する。	保育サービス希望者が、当該取組により他の子育て施設の利用ができ、待機児童の対象から外れる数：58人

<p><b>㉓ 幼児期の教育・保育の提供体制の確保</b></p> <p>保護者のニーズに基づく、需要に見合った幼児期の教育・保育利用定員を確保する。</p>	<p>・利用定員数</p> <p>特定教育・保育施設：3,006人</p> <p>新制度に移行しない幼稚園：984人</p> <p>特定地域型保育事業：137人</p> <p>認可外保育所：70人</p>
<p><b>㉔ 延長保育事業</b></p> <p>保育所や地域型保育で通常の利用日・利用時間帯以外において、保育の利用を確保する。</p>	<p>年間延べ利用者数：1,308人</p>
<p><b>㉕ 一時預かり事業（保育所分）</b></p> <p>急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、保育所などで子どもを預かる事業を実施する。</p>	<p>年間延べ利用者数：42,944人日</p>
<p><b>㉖ 利用者支援事業</b></p> <p>子ども及び保護者のニーズに合わせて、幼稚園や保育所などの施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う。</p>	<p>年間情報提供（相談）件数：300件</p>
<p><b>㉗ 病児保育事業</b></p> <p>子どもが病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、医療機関などに付設された専用スペースにおいて、保育及び看護ケアを実施する。</p>	<p>年間延べ利用者数：880人日</p>
<p><b>㉘ 子育て短期支援事業</b></p> <p>保護者が出産や病気などで、子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設に子どもを預けることができるようにする。</p>	<p>年間延べ利用者数：264人日</p>

### ■施策3-3 児童期に対する支援

コミュニティの希薄化や就労形態の変化などにより、子育て家庭からのニーズは多様化しており、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな子育て支援が求められている。このことから、魅力ある場所づくりや地域の子育て支援の充実など、すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばすとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域・行政で連携し支援していくことが必要であるため、次の施策・事業を実施するものである。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
<p><b>㉘ 地域子育て支援拠点事業</b></p> <p>公共施設や保育所で子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての相談の場として、気軽に利用でき、地域全体で子育てを応援する。</p>	年間延べ利用者数：41,452人
<p><b>㉙ 放課後児童健全育成事業</b></p> <p>保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、児童厚生施設などを利用して適切な遊び、生活の場を提供し、基本的な生活習慣の確立など、健全な育成を図る。</p>	待機児童数42名(平成27年4月1日時点)の解消
<p><b>㉚ 旧市立大道幼稚園跡を活用した新児童館の開館</b></p> <p>子育て支援のための新たな施設として、旧大道幼稚園跡に児童館を建設する。</p>	新児童館建設：1館
<p><b>㉛ 放課後子供教室推進事業</b></p> <p>放課後を利用し、小学生を対象に地域住民の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する。</p>	平成31年度までに全13小学校で実施する割合：100%
<p><b>㉜ 子供土曜塾</b></p> <p>地域住民の支援を得ながら、家庭にとって多様な学習機会の一つともなり得る教育活動（教育課程外）を実施し、児童の学習意欲の向上及び自立した学習習慣の確立を図り、基礎的学力の定着を目指す。</p>	子供土曜塾参加児童の満足度：80%

### 3 東久留米チャレンジプラン

#### (1) 東久留米チャレンジプランとは

基本目標に合わせて抽出した具体的な施策・事業の中で、東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの基本目標に密接に関係し、まちの将来をつくる柱となる施策・事業を東久留米チャレンジプランとして位置付け、その取り組みを推進するものである。

#### (2) 東久留米チャレンジプラン

次の3つの施策・事業を東久留米チャレンジプランとする。

##### 1) 上の原地区のまちづくり

市の北東部に位置する上の原地区において、UR 都市機構による団地建替え並びに国家公務員宿舎の廃止に伴い発生する10ヘクタールを超える余剰地を活用し、新たな土地利用に向けた取り組みを進めるものであり、平成28年度から平成30年度にかけて、各施設が順次整備されていく予定である。

当該地区の土地利用のコンセプトは「自然と調和した“複合多機能都市”をめざして」 「緑豊かな景観の保全を図りつつ、生活サービス、健康増進、業務、教育、住宅など多様な機能を導入し、まちのにぎわいと活力を生み出し、いきいきと活動するまち」として、東久留米市の今後の発展のために大変重要な施策であり、地方創生が目指す様々な要素が含まれており、まさに地方創生の縮図とも言える施策である。本総合戦略においては東久留米市の地方創生につながる最も重要な柱となる施策として位置付けるものである。



## 地区内の街区形成

「土地利用構想における土地利用のゾーニングと道路計画」に基づき、土地所有者や関係機関との協議を踏まえ、地区内の街区を以下のとおり形成します。

凡 例	
	集合住宅地区
	福祉・交流地区
	生活サービス地区A
	生活サービス地区B
	複合地区A
	複合地区B
	文教地区
	住宅地区A
	住宅地区B
	公園



## 整備スケジュール

年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
行政計画	 都市計画区域更新計画（事前協議を済む） （用途地域・地区計画変更）			
インフラ整備	地区内 基盤整備	 実施設計 → 基盤整備（道路、公園等）		
	アクセス 道路整備	 用地・路線測量 → 用地買収・道路詳細設計 → 工事（神山公園公園整備を済む）		
地区内に 立地する 施設の確保	 地区内各施設順次建設			

※本スケジュールは現時点での想定です。今後の事業調整により変更する場合があります。

## 2) 旧市立大道幼稚園跡を活用した新児童館の開館

閉園となった市立幼稚園である「旧大道幼稚園跡」を活用し、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援し、乳幼児から中高生までが利用できる施設とする考えのもと、平成30年4月開館を目指して新しい児童館の設置に取り組むものである。

新児童館は、経費面、利用時の安全・安心面、使いやすさ、また、環境や景観への配慮等の視点から検討を加えた結果、新築・平屋建てとする。

また、新児童館の開館にあたっては、老朽化して耐震診断によるIS値が低く、利用者の安全を第一に閉館となった「くぬぎ児童館」、地域センター内にあり、館庭もなく、他の児童館と比較しても、多くの課題がある「滝山児童館」の両児童館を機能移転する。

この取り組みにより、公共施設マネジメントの課題に対応しつつ、子育て支援機能の強化が図れることから、本総合戦略においては東久留米市の地方創生につながる大変重要な施策の一つとして位置付けるものである。

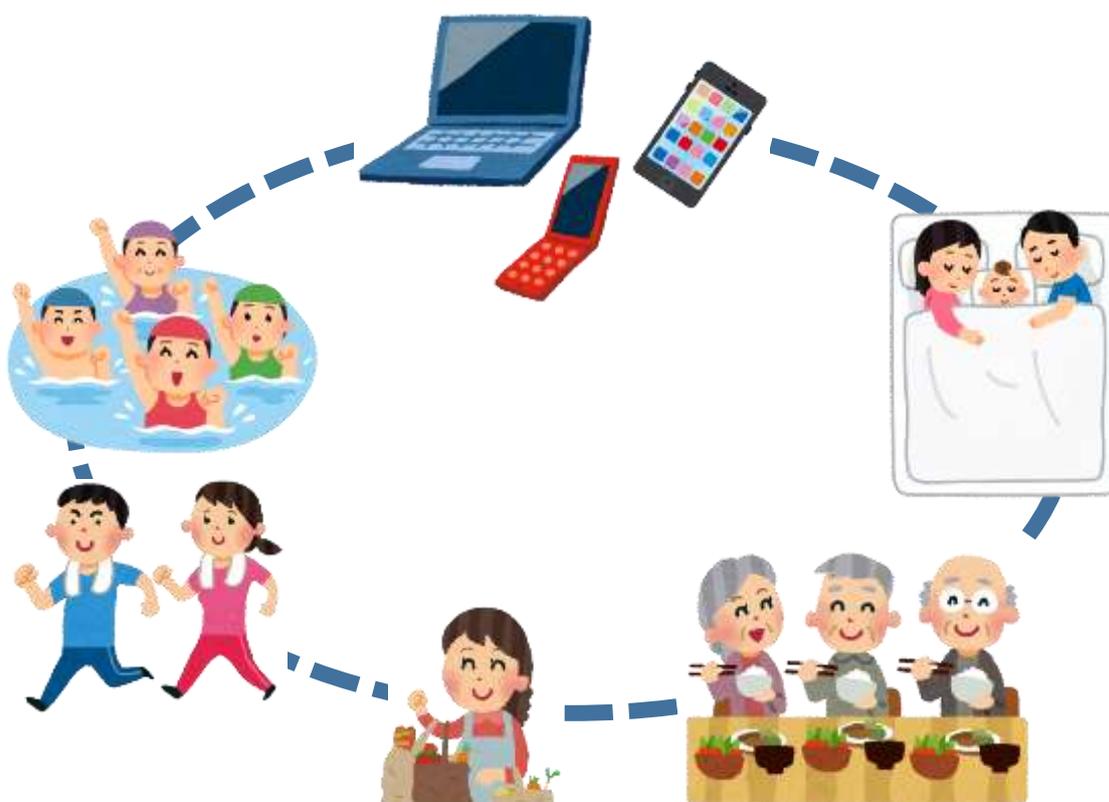


### 3) 健康増進・サポート事業

国における「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(骨太方針)に示され、成長戦略に位置付けられた健康増進・サポート事業については、健康管理とその受診状況に応じた健康ポイント制度の導入を図るものである。

健康増進・サポート事業システムの導入により、被保険者の基本的な情報、健診情報を管理し、被保険者に対して特定健康診査の受診促進や被保険者自らが健診結果の確認等を行うことで、健康管理、健康増進などにつなげていく。さらに効果を高める取り組みとしてポイントプログラムを構築し、ポイントは、他の健康関連事業や市内事業者などと連携を図り、商品やサービスとして利用者に還元し、取り組みの効果をより向上させることを目的として、平成 28 年 4 月からの実施を目指し、進めるものである。

この取り組みにより、勤労余地の拡大を通じた経済成長と医療費抑制にもつながり、また、ポイント制度により、地域産業との連携など将来性も期待できることから、本総合戦略においては東久留米市の地方創生につながる大変重要な施策の一つとして位置付けるものである。



## 第4章 東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたって

### 1 PDCAサイクルの確立について

国は、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図るためには、各地域経済・社会の実態に関する分析をしっかりと行い、中長期的な視点で改善を図っていくためのPDCAサイクル（Plan Do Check Action）の確立が不可欠であるとしている。また、適切な短期・中期の政策目標を伴う政策パッケージを示し、それぞれの進捗についてアウトカム指標を原則とした重要業績評価指標（KPI）で検証し、進捗管理・点検を行っており、各地方公共団体も、国と同様に、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、地方版総合戦略の進捗を検証し改善するPDCAサイクルを確立することが求められている。

本市においても、東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた基本目標や具体的な施策に基づくKPIの進捗管理・点検を行うためのPDCAサイクルを確立させ、人口減少社会に歯止めをかけ、持続的で魅力あるまちづくりへとつなげていく。

### 2 施策の進捗管理体制

東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理は、各基本目標で設定した施策ごとの重要業績評価指標（KPI）を元に、点検・評価を行い、その結果を踏まえて、施策の見直しや必要に応じて総合戦略の改定を行うものとする。

この進捗管理を行うにあたり、本市では、平成27年度の進捗管理は「東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会」からの意見を踏まえて行うこととしているが、平成28年度以降においては、既存のPDCAサイクルに検証する仕組みを組み込み、他のPDCAと一体となって検証を行い、実効性のある施策の推進に努める。

<資料>

- ・東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会設置要綱

東久留米市訓令乙第165号

東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会設置要綱を次のように定める。

平成27年7月24日

東久留米市長 並 木 克 巳

東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会設置要綱

(設置)

第1 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、東久留米市における、まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定にあたり、幅広い見地からの意見を求めるため、東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略に関し必要な事項について意見を述べること。
- (2) 総合戦略に関し幅広い見地から意見を聴取することについて支援すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し、東久留米市長(以下「市長」という。)が指示する事項

(組織)

第3 懇談会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 東久留米市財政健全経営検討会議委員(委員であった者を含む。) 3名以内
- (2) 東久留米市子ども・子育て会議委員(委員であった者を含む。) 1名以内
- (3) 産業関連団体関係者 1名以内

(任期)

第4 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第3第1号に掲げる者のうちから選出する。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。

- 4 会長は、懇談会を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)
- 第6 懇談会は、必要に応じて会長が招集する。
  - 2 懇談会は、委員の過半数の出席により成立する。  
(意見の聴取)
- 第7 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。  
(専門部会)
- 第8 第2に掲げる事項を推進するため、懇談会の下に、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。
  - (1) 財政健全経営検討会議部会
  - (2) 子ども・子育て会議部会
  - (3) 地域産業振興懇談会部会
  - 2 会長は、必要に応じて新たな部会の設置、または部会の組織を変更することができる。
  - 3 部会の委員は、懇談会委員および、次に掲げる組織体から会長が指名する者で、市長が委嘱する委員をもって組織する。
    - (1) 東久留米市財政健全経営検討会議
    - (2) 東久留米市子ども・子育て会議
    - (3) 東久留米市地域産業振興懇談会
  - 4 第8の3の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、部会の委員を変更することができる。
  - 5 部会の運営に必要な事項は、会長が定める。  
(報償)
- 第9 懇談会および部会の委員に対しては、職務の遂行に要する報償を予算の範囲内で支給する。  
(庶務)
- 第10 懇談会の庶務は、企画経営室企画調整課において処理する。  
(委任)
- 第11 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。  
付 則
  - 1 この訓令は、平成27年7月24日から施行する。
  - 2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。



平成27年10月

**東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略**

東京都東久留米市企画経営室企画調整課

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話 042(470)7702